

No.15

2003年2月発行

淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第15回委員会の内容……………P.1
- 第15回委員会の資料より抜粋……………P.11
- これまで開催された委員会および部会等について……………P.14
- 当日資料の閲覧・入手方法……………P.15

平成14年12月5日(木) 第15回委員会が開かれました。



【カラスマプラザ21にて】

委員会委員リスト

2002.12.5現在
(五十音順、敬称略)

No	氏名	対象分野	所 属 等	備考(兼任)
1	芦田 和男 (委員長)	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	-
2	池淵 周一	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	猪名川部会
3	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	淀川部会
4	植田 和弘	経済	京都大学大学院経済学研究科 教授	-
5	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会
6	嘉田 由紀子	地域・まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会
7	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会・名張 事務局、 近畿水の塾幹事	淀川部会
8	川那部 浩哉 (琵琶湖部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会
9	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	琵琶湖部会
10	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学 名誉教授、 龍谷大学 教授	琵琶湖部会
11	谷田 一三	動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会
12	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会
13	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会
14	寺田 武彦 (淀川部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	淀川部会
15	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会
16	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	-
17	梶屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会
18	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会
19	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生 物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会
20	山村 恒年	法律(行政法、環境法)	弁護士 元神戸大学教授	-
21	吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-
22	米山 俊直 (猪名川部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会
23	鷲谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	-

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第15回委員会の内容

17名の委員が出席して、審議が行われました。部会および委員会WGからの状況報告が行われたあと、河川管理者としての府県の方々から意見発表および委員との質疑応答が行われました。その後、提言(修正案021129版)についての意見交換が行われました。

第15回委員会結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2002年12月5日(木) 13:00~17:15

場 所：カラスマプラザ21 8階 大・中ホール

参加者数：委員17名、河川管理者21名、委員傍聴者1名、一般傍聴者263名

1 決定事項

- ・第16回委員会(1月17日開催)で河川管理者に提出する提言(案)をとりまとめる。
- ・来年1月末までの委員の任期を更新する。

2 審議の概要

部会および委員会WGからの状況報告

資料1-1を用いて庶務より報告が行われた。

河川管理者としての府県との質疑応答

各府県からの意見発表後、委員との質疑応答が行われた。

三重県：木津川上流域の治水の現状と、上野遊水地整備・引き堤による河道面積拡大・川上ダム完成をセットにした治水対策の必要性等

滋賀県：県の河川整備の現状と考え方、提言(案)に対する意見(プラス面の評価も必要、最低限の治水安全度は確保すべき、水需要管理の具体策、選択肢の1つとしてダムを含めた総合的な議論の必要性)、国との意思疎通の必要性等。

京都府：幅広い提言を受けた時間・費用・技術面でバランスとれた計画の必要性、これまでの施策の評価・分析の必要性、等。

大阪府：ダムの考え方について(選択肢の1つとしての総合的な判断、自然への配慮・地域の状況等の考慮を)、河川敷利用に対する市民ニーズの大きさへの配慮を。

兵庫県：狭窄部の取り扱い(下流に影響のない範囲で段階的に開削等)、ダムは最初から排除せず各河川の状況を踏まえ総合的に判断を、ハイブリッド型堤防については慎重な検討を。

奈良県：ダムは治水・利水両方に活用され有効な河川整備手段、狭窄部への対応も含めて個々に判断を。水害の連鎖は直轄区間固有の課題では。

提言についての理解に差がある。治水においては安全性を低めようとは考えていないし、ダムの建設を全面的に否定しているわけでもない。(委員)

自然の狭窄部を開削するのは不自然。(委員)

今までダメだった部分を変えて行こうと言うこの提言の趣旨をくみ取って欲しい。(委員)

提言(案)に関する意見交換

資料3-2「淀川水系流域委員会提言(案)(修正案021129版)」資料3-2補足「提言案021113版から021129版への主な修正点について」を元に、最終提言作業部会リーダー今本委員から説明があり、意見交換が行われた。

- ・関係省庁との連携についての記述の充実を。(委員)
- ・「順応的」についての具体的な提言が必要だろう。(委員)

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、提言(案)についてダムについての表現の修正意見、整備計画決定までの期間の延長の要望、寄せられた意見への対応等についての発言があった。

河川管理者からの報告

次の部会からは河川整備計画原案に関する現時点での資料を各委員に配布したい。また、来年1月末で切れる任期については更新(2年)をお願いしたい。

今回の委員会で提言はまとまるが 内容に大きな変化はないと考えられるので実質的な作業を進め、説明をお願いしたい。(委員長)

3 主な意見

河川管理者としての府県からの意見発表

河川管理者としての各府県の河川整備の現状や提言(案)に関して意見発表頂いた後、委員との質疑応答が行われた。

○三重県(県土整備部 柴原河川チームマネージャー)

木津川上流域の治水の現状と川上ダムの完成、引き堤による河道面積の拡大、上野遊水地整備をセットにした治水対策の必要性等について

- ・木津川上流域では、狭窄部である岩倉峡の存在を前提として、上野遊水地整備、中流部の補助区間の引き堤による河道面積の拡大、木津川上流の洪水流量を調整する川上ダムをセットにした事業を推進してきた。上野遊水地では土地利用上、上野市の発展の可能性を奪うものであり、土地所有者の犠牲と理解により事業を進めている。
- ・無堤区間や堤防高が確保されていない地域が存在している木津川上流部では、洪水調節機能を持つ川上ダムの早期建設は治水計画の根幹であると考えている。委員会が提言している「堤防強化とダム見直し」では、一時改修が終わっていない地域などにおいては、住民の合意も得られない。
- ・狭窄部の開削を行わないままの状態では、上流域だけに負担を強いることになり、上流と下流の治水安全度に差ができてしまう。B/Cを考慮して下流域の整備が優遇され、上流域の浸水被害対策が後回しにされるのは、数の論理でしかない。
- ・地域特性に応じた治水計画が重要であり、木津川上流域では、上野遊水地・川上ダム・無堤部の築堤をセットにした治水対策が不可欠であると考えている。



○滋賀県(土木交通部 澤野河港課長)

県の河川整備の現状と考え方、提言(案)に対する意見、国との意思疎通の必要性等について

- ・昔の自然環境は昔の社会や暮らしを前提としているが、今後は、現在に基準を置き、従来の川とのかかわりの中で得たもの・失ったものを総括した上で、現時点でどのように、人、社会、調和させるかを議論すべき。
- ・洪水被害を防ぎ、川から恵みを得るために、人は様々な努力を川に働きかけてきた。そういう意味で「里川」が原点である。
- ・人は、川が自然のままに振る舞うことをある程度制御することによって、社会生活を営むことができるようになった。人を生態系の一員に過ぎないとし、自然に全てをゆだねることはできない。洪水や渇水など、非常時の対応とあわせて、平常時の川や湖の機能、自然環境を考えた計画づくりを行うべき。
- ・社会として最低限確保すべき、治水安全度の議論が必要だ。最低限の安全度を確保することは、流域住民との合意のもと、行政(河川管理者)が行うべき責務である。よって、地域特性に応じた計画洪水を設定し、整備を行うことにより、全体的な安全度を向上させるとともに、計画以上の洪水(超過洪水)にどう対応するかを考えておくべきである。また、洪水氾濫の誘導やハイブリッド堤防についても慎重な議論が必要。
- ・利水について、最低限の安全度を議論すべきである。また、過去において、必要な水を確保できたことにより、便利で衛生的な生活が実現し、豊かな水を背景とした日本文化が生まれた。そのような中で、節水型の生活様式とは具体的にどういうものか、どこを変えるのか。また、どれだけ水需要が抑制でき、どのようにして現実の水供給計画に反映させるのか。水需要管理について、具体的な内容を提案すべきだ。
- ・個別のダムをめぐり、これまでの経過の中で、すでに行政責任が生じている。具体的検討がないまま、安易に見直し議論をすることに地元は不信・不満・不安を抱いている。地元を含めた幅広い議論が必要。国の河川整備計画策定の際に県との十分な意思疎通をお願いしたい。



○京都府(土木建築部 鈴木河川課長)

幅広い提言を受けた時間・費用・技術面でバランスとれた計画の必要性、これまでの施策の評価・分析の必要性等について

- ・狭窄部の取り扱いに関しては、地域の地理的、歴史的経緯を踏まえ、総合的に見て最善となる対応が必要である。
- ・京都府では、下流からの河川改修が実施されてきているが、現在もいまだ整備の途上にある。現状としては、上流と下流で浸水頻度に大きな差があるため、今後も、破堤回避対策に加えて、一定水準の浸水対策が必要である。
- ・提言には、直轄区間だけにとどまらない幅広い流域全体に関わる内容にまで触れられている。今後、提言を受けた河川管理者は河川整備計画原案の作成にあたることになるが、その際には、時間的な制約、技術的な制約などを検討した上で、より具体的に河川管理者としての考えを提示していく必要があるだろう。



▶ 主な質疑応答

委員 提言についての理解に差がある。治水においては、安全性が低くなるとは考えていない。破堤すれば壊滅的な被害が発生するので、それについても対応していこうと言うことだ。また、ダム建設を全面的に否定しているわけでもない。ダム以外に選択肢がない限り、ダムを抑制していくという方針は、世界的な潮流にも合致している。

滋賀県 予想を超えるような降雨については、提言にある通り、対応していかなければならないと思っている。しかし問題は、今後、具体的な河川整備計画を考えていく中で、どのような優先順位で整備を進めていくかにあると考えている。

委員 それを考えるのが、河川管理者の仕事ではないか。委員会には具体的な方法を提案する能力はないし、そもそも具体的手法について指摘することが、委員会の仕事として適切かどうか、疑問に思う。

委員 ここ十数年来増加している人口の生活や社会経済活動を支え続けていくために、水を安定供給していく必要があるとし、さらに水需要管理や節水の効果について疑問を呈し

ている滋賀県の考え方そのものが、理解しがたい。

滋賀県 決して無駄に水を使いたいということではない。衛生面や豊かな生活を営んでいく上で必要な水もあるので、それらを踏まえた具体的な議論が必要ではないかという趣旨の意見である。

委員 過去において、最善だと思って努力したことが、現在から見れば、最善ではなかった。そこを考え直さなければならないのではないか。河川法の改正そのものが、このような観点から行われたことも確かだろう。河川管理者が河川整備計画を考える際には、過去の治水・利水・環境について反省した上で、新しい河川整備計画をつくって頂きたい。

滋賀県 負の面だけを見て全否定するのではなく、正負の両面を見ながら過去を反省し、今後の河川整備を考えていきたいと思っている。

委員 提言素案021129版の大きな変更点として 従来の目次構成が〔環境 治水 利水 利用〕に変更された点があげられる。この点をご認識して頂きたいと思う。

○大阪府（土木部河川室 中坂参事）

総合行政を行っている立場から、ダムの取り扱いと高水敷利用に関する行政の継続性についての意見

- ・大阪府では治水対策を考えるにあたり、地形などの自然条件や土地利用の実態等の社会条件など、地域の特性に応じた治水手法を総合的に勘案して決定している。
- ・昭和42年と57年の災害を契機として、4つのダム事業を推進しており、既に箕面川ダムと狭山池ダムが完成している。ダム建設にあたっては、自然環境の保全や地域特性、文化性・歴史性を最大限に考慮し、狭山池ダムでは地域と調和のとれた"水と緑のオアシス空間"を提供し、河川環境と都市環境が整合したダムとして周辺の市民に親しまれている。
- ・建設中の安威川ダムと槇尾川ダムの事業は、流域の地域特性も考慮して最適な治水手法として決定された。既に地元住民との合意も得ており、用地買収も相当進み、生活再建のための代替地の造成、家屋の移転も近々始まる。河川環境や自然環境の保全に向けて、学識経験者を含めた委員会でフォローアップしており、今後も地域特性に応じた環境保全に最大限取り組んでいく方針である。府では事業の進捗状況も踏まえて整備計画に反映していくことが望ましいと考えている。



- ・高水敷の利用については、公共性が高いことから独占排他的な利用の抑制には賛成するが、総合行政の立場からすると、やはり市民のニーズを最大限尊重すべきだと考える。淀川の河川敷は河川公園として整備されているところが多く、現在も市民に相当に利用されている。大阪府のような都市化の著しい地域においては、市民ニーズに基づいた河川敷利用の実態を考慮するとともに、新規公園整備についても都市計画決定されているものについては環境保全を考慮したうえで、整備していく必要があると考えている。

○兵庫県（県土整備部土木局 石川河川整備課長）

狭窄部の問題、ダムのあり方、堤防の強化策についての兵庫県の考え方

- ・狭窄部の問題については、当面どうするかということと、最終的にどうするかということに分けて考えるべきである。また、全ての狭窄部を一般論で論じるのではなく、個別の地域の状況に応じた対応が必要であると考えている。
- ・銀橋付近は現在1/6の安全度しかなく、狭窄部上流では浸水被害が頻発している。周辺は都市化の進展も著しいことから、国、兵庫県と大阪府で総合治水対策を推進している。昭和59年から上流部の河川改修を行っており、安全度を1/10にまで引き上げる予定である。これは、緊急的な最低限のレベルだと考えている。
- ・下流の治水安全度が上がるまでは、狭窄部の開削ができないことは理解できるが、将来にわたって狭窄部を開削しないと、上流域の住民の方々の期待を裏切ることになる。下流の河川改修の状況に合わせて、影響のない範囲で段階的に開削を行っていく案も検討する。
- ・ダムについては、県としては、まず「考えられる実行可能な複数の代替案を提示し、それぞれについて必要性、有効性、効率性、自然環境への負荷等を総合的に比較する」「検討に当たっては、情報を公開し学識者や地域の方々の意見を聴き、総合的に判断する」というプロセスに基づいている。ダムについてもやはり地域の状況は様々であるため、最初から排除するのではなく、個別の案件ごとに、地元の意見も聴きつつ検討を進めていく必要があると思われる。
- ・ハイブリッド型堤防の構造や効果については、慎重な検討が必要であると考えている。土の堤防は材料が入手しやすく復旧も簡単なうえ、基礎地盤と一体化しているため地盤沈下に対して柔軟性がある。もし、土の中にコンクリートのような固い構造物を入れた場合、長期的に沈下してそれが堤防に悪影響を及ぼす可能性も否定できないし、それを食い止めることが技術的に可能であっても、実際に適切に管理できるかどうかという面も含めて、詳細な検討が必要であると考えている。



○奈良県（土木部 澁谷河川課長）

治水対策のあり方と狭窄部、ダムに関する奈良県の考え方

- ・流域委員会の提言では、新しい治水の理念として水害の連鎖からの脱却、破堤による壊滅的被害の回避が謳われているが、奈良県においては、堤防を切り下げて川の断面積を大きくする方法で治水対策を行っている。従って、河川整備が被害ポテンシャルを増やすという表現は、奈良県の場合は適用できない。直轄管理区間固有の課題としていただきたい。
- ・狭窄部については、"歴史、景観等の面から国民的財産としての価値が高いため、開削をできるだけ避け、他の代替案を優先的に採用する"とのことだが、奈良県の場合、大和川水系の亀

の瀬が狭窄部となっており、主要駅が浸水するなど、深刻な被害が度々起こっており、この問題の解決が最優先である。歴史性や景観を保全するメリットが治水面のニーズを上回るかどうかは、個々の事情で判断されるべきである。

- ・ダムに関しては"ダム建設を河川環境の視点から極力抑制する"、"治水・利水の視点から新たな理念に沿った抜本的な再検討が必要"との内容であるが、奈良県の場合は、総合治水対策としてダムや遊水池を生かした洪水貯留型対策が既に効果をあげているほか、上水道の水源の約7割をダムに依存している。ダムがなければ100万人程度が奈良県から水のある所へ移住しなければならない。県としては、ダム建設に大いに期待を寄せている。ダムについても、個々のケースで判断していただきたい。



▶主な質疑応答

委員長 「ダムを選択肢に入れよ」との意見だが、流域委員会の提言は、環境重視の政策を行うという流れの中で、治水・利水のあり方を考え直すというものであり、ダムを完全に排除しているわけではないことをご理解いただきたい。整備計画の原案が示された段階で、個々のケースごとに厳しく検討していくということだ。河川敷の公園に関しては、自然環境の保全のため抑制する方向性が示されているが、現実に住民によく利用されているし、記述に苦労しているところでもある。河川敷でなくてもできることについては、将来的に排除していく考えである。

委員 ダムに関しては、これまでの考えとは違うということをご認識いただく必要がある。提言には、府県の方々が抱いている危惧も総括されている。本来の河川の機能を回復させるには、従来の河川整備を根本的に変えていく必要がある。その趣旨をよくご理解いただきたい。

兵庫県 ダムが排除されていないことは理解している。時代の変化に応じてダムのあり方が変わることもわかる。しかし、例えば、ダム事業を行った場合に100億の予算でできることを、別の方法で行った場合に200億かかることも考えられる。税金で事業を行うのだから、コスト面も無視できない。

委員 「4 - 6 ダムのあり方」の情報公開と説明責任に関する項目の4つ目をご覧いただきたい。「自然環境の価値を考慮した経済性」

すなわち、"開発によって失われる自然の価値"も含めて考えなければならない。もし、ダム建設で失われる自然の価値が150億円だとすれば、100億でダムを作るよりも、代替案の方がコストが安いともいえる。

兵庫県 環境の価値を計量化するのは難しいが、単に経済性だけで判断すべきではないという考えは理解できる。ただ、「実行可能な代替案の検討のもとでダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ、…」というところは、ダム以外の選択肢があればダムは選択しないということであり、ダムを選択肢から排除しているように見える。

委員 「よほどのことがない限りダムを作らない」という意味だと私は理解している。中間とりまとめでは、「ダムは原則として採用しない」という表現だったが、今後数十年間の河川整備のあり方を考えた場合、地球温暖化などの気候変動も含めて今後何が起こるか分からない。そういう意味でダムを完全に排除するわけには行かない、という思いからこの表現となった。

ダムの建設は、治水・利水・環境の全てに関わるが、水需要については、現在の施設で十分満たされていると考えている。また、貴重な生物の生息地にダムが建設されると経済的な価値に換算できない自然を破壊してしまうし、地域社会の崩壊をも招く。ただ、先ほどの狭窄部の説明にもあったように、ダムを整備することもやむを得ない場合もある。そういう意味で「よほどのことがない限りダムをつくらない」ということだ。

委員 これまでの議論は、2点に集約される。1点目は、環境と開発の利益の問題。我々と河川管理者のスタンスには違いが見られるが、やはり、自然が持つ価値を開発に統合して考えるべきであり、これは国際的な流れでもある。近年の日本においても、自然の価値を認めて開発を差し止めた判例がある。2点目は、住民意見の聴取の範囲の問題。河川だけの観点から地域住民の意見を聴くのか、流域全体の意見を聴くのかで、全く答えが違ってくる。住民意見を聴く場合、広い範囲でいろんな観点から聴く姿勢が必要である。

委員 ダムに否定的な内容になっている根拠を別の視点で言うと、ダムは自然の地形を変えてしまうことに問題がある。自然の特性に合わせず、不自然な改変を行うと必ずどこかに歪みが生まれる。狭窄部を開削して、下流に堤防を築き、上流にダムを作る。そして流域外まで水を運ぶ。このような、不自然で大きな改変は、今後は避けていくことが重要になる。

委員 経済性を考えるとと言っても、インフレが起こればその価値も変わってくる。住民が主体的に動き、様々な分野の人たちが、いかにして調整し、合理的に物事を進めていくかが重要である。

奈良県 委員の皆様の考え方には、我々と違う部分もあると感じる。ただ、ダムのところなど提言の文章の書き方にはもう少し工夫の余地があるのではないか。例えば、亀の瀬の地滑りという狭窄部を抱える奈良県の大和川水系では、県民の暮らしを守るには、上流で水を溜めるしかない状況である。従って、地域の状況に十分配慮した上で、色々な選択肢が取れる余地を残して欲しい。

委員長 ダムについては厳しいスタンスを示したが、代替案に膨大な金額を要するようでは実行可能ともいえないし、ここでどうい

うスタンスを取るにせよ、最終的には住民に全ての情報を公開しコンセンサスを得るのだから、今の文案でよいと考える。府県の方々が言われている危惧も考慮されている文案だと思っている。また、環境に対する価値というものは当然考えていかなばならない。

滋賀県 住民の社会的合意は、非常に難しい。時間をかけて合意形成を図っても最後まで反対される人もいる。これからのテーマとして考えて行きたい。

委員 何をもって合意というかは難しい問題だ。その辺は、提言案の4 - 7、4 - 8にまとめているが、私は、住民の"総意"というのはいらないと思っている。この点、誤解のない仕組みを考えていく必要がある。議会制民主主義の代表者の意見が真意でもないし、受益者の意見だけが真意でもない。真のパートナーシップを持ちえる人の総意なのだろうと思う。3月をめどに、別冊でいくつか合意形成のあり方を考えたもの提案しようと思っている。

兵庫県 狭窄部の問題も、ダムの問題も、やはり地域ごとに河川の状況も違うし、住民の意見も変わる。繰り返しになるが、やはり個々の案件ごとにきっちりとプロセスを踏んでいくことが大事だと思われる。

委員 この提言には様々な特徴がある。特に治水の理念は、計画以上の洪水への対応を前面に押し出している。そうすると、河川改修だけで対応することは不可能であるため、周辺地域とのかかわりの中で住民側にも一定の責任を認めていく必要がある。これを今、本気で実現しなければならない。でないと、住民に「洪水を受忍せよ」とは言えない。今こそ、住民と行政の関係を変えなければならない時期に来ている。今まで駄目だった部分を変えようとするものが、この提言の中にかなり書かれているので、そういう点をうまく活用して欲しい。

提言素案に関する意見交換

最終提言作業部会リーダーである今本委員より、流域委員会提言（021129版）の修正点を中心に説明が行われた。続いて一般意見聴取WGのリーダーである三田村委員より、提言のうち住民参加に関する部分について説明が行われ、意見交換が行われた。

○最終提言作業部会の今本リーダーより説明された、提言素案の主な変更点

- ・環境重視の視点から 構成を環境 治水 利水 利用という順序に変えた。
- ・治水の部分で、水害の危険性がある所については、安全度を高める必要があるとの記述を追加

- した。これまで当然のこととして敢えて記述していなかったが、誤解を生む恐れがあったため。
- ・環境に関する記述を大幅に加えた。ただし、趣旨は変わっていない。
- ・4 - 8として、河川整備計画策定時、策定後に河川管理者が行うべきことに関する記述を加えた。
- 一般意見聴取WGの三田村リーダーの説明要旨
 - ・「4 - 7 住民参加のあり方」は委員の皆様の意見を集約した。「4 - 8 淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき施策」は、WGメンバーでメール等を使って意見を調整しまとめあげた。委員会場で正式に出されたのは今回が初めてのため、修正意見があれば、ご指摘いただきたい。
 - ・先ほどの話にも出たように、住民意見聴取に完璧なものはない。これからもういくつかの方法を試行し、別冊でもいいので3～5月ごろをめどに作成したいと考えている。各部会においても是非、ご助力いただきたい。

（主な意見交換）

- ・提言案の各所に、「順応的」という言葉が使われているが、具体的に述べられていないので、順応的な河川整備を行うための必要な改革について、以下の提案を行いたい。
 - 単年度での予算編成の見直し
 - 2～3年おきに人事異動があり、一貫性がないため、あり方を見直す
 - 維持管理予算を確保する
 - 会計検査、事業評価を適正に行う
 - ローコストよりも、内容と結果を重視する
 - ハイテク偏重思考から脱却し、ローテクの良さを見直す
 - 施工業者へ技術指導を行う
- ・実質的な指摘としては面白いが、意見として聞いておく。(委員長)
- ・河川レンジャーの部分について、前回の方が良かったと思う。「川の守り人」という表現が使われていたが、「河川レンジャー」に戻っている。何故こうなったか経緯を教えてください。レンジャーという言葉は、管理者と言う印象を受ける。また、4 - 2(3)「水位・水流と生物の生息環境」の「3)ダム・堰の水位管理」の部分については、「ダムが貯水による植物プランクトンの発生と非酸素層の形成・下流の水温低下を含む水質環境を改変し」という文に変更いただきたい。3点目の、「増水時の放流による河川水位の急激な変化」という記述については、「増水時の放流による河川水位・濁度の急激な変化が、魚類の産卵、採餌環境等生態系に大きな影響を与えている」と書き換えいただきたい。
- ・「河川レンジャー」という表現を、本来の「レンジャー」の意味から離れた、固有の言葉として定着させていくのも1つではないかと考えたためである。(三田村リーダー)
- ・ダムや堰の水位管理に関しての意見は、文書として書いて出してほしい。
- ・流域委員会の提言は わゆるマスタープランである。先ほどの意見にもあったが 各事業計画に落とし込むためには、飛躍があるため、間にガイドライン（指針）がクッションとして必要ではないか。日本には行政評価法があるが、そこに環境の話は含まれていない。また、戦略的な環境アセスメントについても行政評価は入っておらず、法制化されていない。やはりその両方が必要であると考え。
- ・その辺りどうするか、三田村リーダーと調整していただきたい。(委員長)
- ・提言や法律を作ればそれでよいともいえない。原案作成後に、別のフォローアップの組織をつくり、他の行政の人も含めて、住民と行政が一緒に実態として具体的な施策を行っていくことが次の段階で必要である。

- ・「住民活動団体(NPO・NGO)」に関する記述はこれでよいのか。関係住民、流域住民、地域住民など定義づけが必要であると考え。
- ・ふさわし 表現を検討する。(田村リーダー)
- ・4 - 7と4 - 8では、内容が一部重複している。また、4 - 7(3)「関係団体、自治体、他省庁との連携」については、住民参加の部分に含まれているが、これで大丈夫なのか。また、これについては、4 - 8には触れられていない。
- ・行政の他部門との連携は 住民参加とは別の問題であると思われる。(委員長)
- ・「関係団体・自治体・他省庁との連携」の上段部分の記述については、あくまでも住民の判断材料として、提供しなければならないので、ここに位置づけてよいと思われる。下段の3つについては、重要な問題でもあるし別の項目を立てて位置づけてみればどうか。
- ・ある時代の法律の下で進めてきたことが、ルールが変わって歪みや影響が出てきた場合に、それをどう位置づけるのか。
- ・文書にて意見をいただければ WGで回覧して検討したい。(三田村リーダー)

4 一般からの意見聴取

一般傍聴者3名から、提言(案)についてダムについての表現の修正意見、整備計画決定までの期間の延長の要望、寄せられた意見への対応等についての発言があり、一部委員との質疑が行われた。

- ・本日の配布資料の参考資料1の10ページ以下に、「水需要予測と利用実績の極端な乖離の証拠」と「渇水の記述の不整合と誤り」に関する資料があるので、ご一読お願いしたい。
- ・「4 - 6 ダムのあり方」に関する記述部分に、「河川の生態系と生物の多様性に重大な悪影響を・・・」とあるが、これでは意味が狭いので「河川の流域の生態系」と改める必要がある。また、計画中のダムの記述に関する部分がなくなっている。その理由を教えてください。6行目に「影響が大きいのので原則として抑制する」という表現があるが、ダムは個別の条件により計画されるものであり、ダムの事業の全てが原則以外として必要なものになってしまう懸念がある。「極力抑制する」という文言に戻してほしい。
- ・解釈はつけず 素直にこの文章をお読みいただきました。計画中・建設中のダムについては 整備計画の原案が示された段階で、この基準に基づいて判断すればよいと考えているので、前回の提言素案から削除している。
- ・3点お尋ねしたい。河川整備計画原案が3月ごろに決定することだが、住民意見や関係団体と連携を進めるには相当の時間がかかるので、期間に余裕がほしい。次に、河川法には、河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って定めることとなっているが、この提言と基本方針の関係は何なのか。また、前回の委員会で、自治体から流域委員会に提出した意見については回答いただけるの話があったが、そのことで市民モニターから質問を受けている。ご回答は下さるのか。
- ・1点目については 今後どうするか検討したい。2点目については 基本方針はとりあえず置いておき、先に河川整備計画を作る方向で検討している。3点目については、まだ明確に決めていないが、できるだけ誠意をもってお答えしたいと思う。(委員長)
- ・2点目について。法律的には河川整備基本方針が上であるが 今回の場合 まず提言で方向性を示していただき、この委員会に諮りながら河川整備計画を作っていく方針である。(河川管理者)

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第15回委員会の資料より抜粋

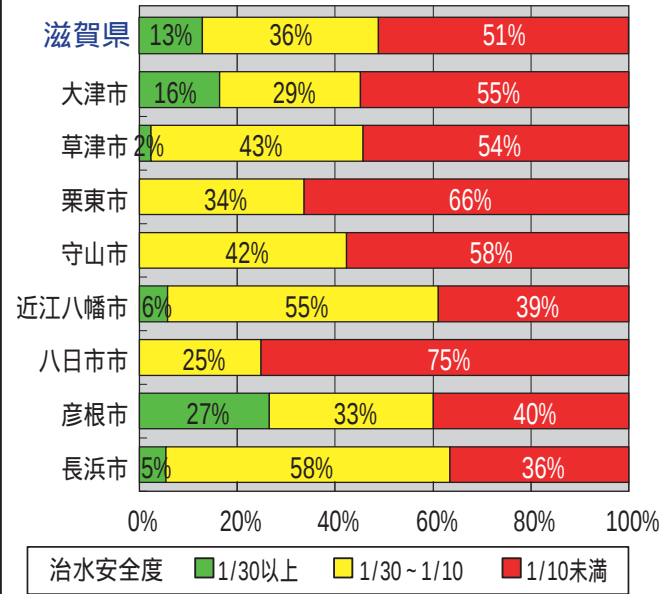
■ 滋賀県の発表資料より

滋賀県より、資料2-1を用いて、人と川との関わりおよび治水、利水、ダムについての考え方等に関して意見発表が行われました。以下に発表資料の一部を抜粋して掲載いたします。

● 滋賀県の治水の考え方

- 流域ごとに治水安全度を設定
 - ・ 1/30,1/50,1/100
- 地域にあったメニューを選定
 - ・ 引堤、天井川切り下げ、しゅんせつ、放水路、ダム、総合治水対策 等
- 段階的に治水安全度を向上
 - ・ 現状1/x 暫定工事1/10 将来1/30 ~
- 暫定工事として、年超過確率1/10(時間雨量50mm対応)確保を最優先
- あわせて、現況の流下能力を超える洪水に対する対策を実施
 - ・ 水防体制強化、住民意識の高揚など
- 住民意見を反映した計画を策定
 - 淡海の川づくり検討委員会

● 滋賀県および主な都市の河川整備状況
(要改修延長を、3分類にした場合の比率)



● 草津川（天井川の紹介）



● 利水についての意見

- 必要な水が確保されたことで、生活環境は向上した。
 - ・ 特に、安全衛生環境は向上した。
- 豊かな水を使うことで、日本の水文化が育まれてきた。
- 節水型の生活様式とは具体的にどのようなものか。
- それにより、
 - ・ どれだけ水需要が抑制でき、
 - ・ どのようにして現実の水供給計画に反映させるのか。

● 個別ダムの議論について

- 個別ダムをめぐり、これまでの長い経過の中で、すでに行政責任が生じている。
- 具体的検討がないまま、安易に見直し議論をすることに、地元は不信・不安・不満。

■ 説明資料一覧

配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		R15-A
資料1 - 1	委員会および各部会、WGの状況（中間とりまとめ以降）	R15-B
資料1 - 2	委員会ワーキンググループ（WG）について	R15-C
資料2 - 1	意見発表者（滋賀県）からの提供資料	R15-D
資料2 - 2	意見発表者（兵庫県）からの提供資料	R15-E
資料2 - 3	意見発表者（奈良県）からの提供資料	R15-F
資料3 - 1	提言（案）とりまとめの経緯と今後の進め方（予定）	R15-G
資料3 - 2	淀川水系流域委員会 提言（案）（修正案021129版）	R15-H
資料3 - 2補足	提言案021113版から021129版への主な修正点について	R15-I
資料3 - 3	最終提言（素案021113版）に関する委員からのご意見（11/21 受取まで）	R15-J
資料4	12月～3月の委員会、部会、運営会議の日程について	R15-K
参考資料1	委員および一般からのご意見	R15-L

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.15の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください

注2：「 」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

■ 奈良県の発表資料より

奈良県より、資料2-3を用いて、狭窄部やダムのある方等に関して意見発表が行われました。以下に発表資料の一部を抜粋して掲載いたします。

● 提言

治水計画のあり方（水害危険地域の対策）

狭窄部

↓

歴史、景観等の面から国民的財産としての価値が高い

↓

開削をできるだけ避け、他の代替案を優先的に採用

● 昭和57年水害（王寺町久度地区）



水没したJR王寺駅
昭和57年8月2（読売新聞）

● 奈良県の場合（狭窄部について）

亀の瀬(大和川)

・大和川流出部は、亀の瀬のみ
・亀の瀬は狭窄部で洪水が流れにくい

上空から見た亀の瀬、蛇行しているのがよく分かる

● 奈良県の意見

狭窄部

↓

歴史・景観面が治水面でのニーズを上回るか否かについては、個々のケースで判断されるべき。

● 提言

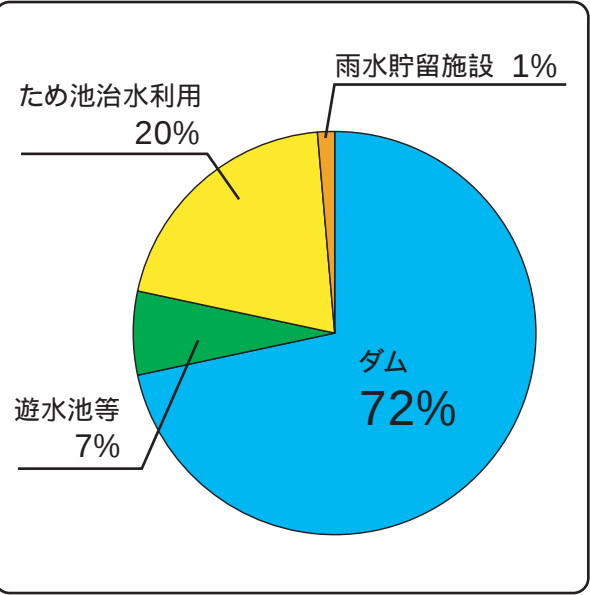
ダムのあり方（基本的な考え方）

■ ダム建設

河川環境の視点 → 極力抑制

治水利水の視点 → 新たな理念に沿った抜本的な再検討

● 洪水貯留型対策の実施割合

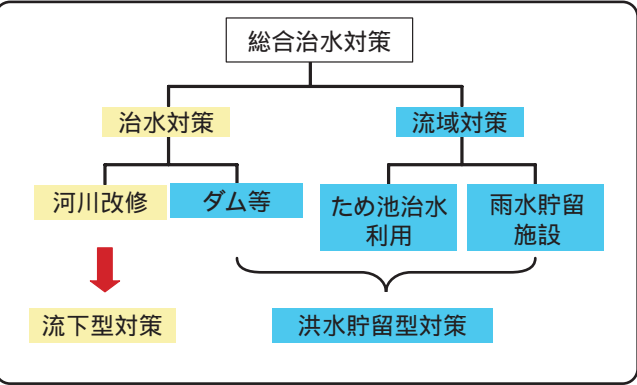


● 奈良県の意見

■ 洪水を防御するとともに、河川の流量が豊富な時期に水を貯留し、不足する時に供給するダムは、有効な河川整備手法の一つ

■ ダムが有効か否かは、個々のケースで判断されるべき

● 奈良県の場合



● 県内の渇水状況

水不足 いよいよ深刻

県営水道40%取水制限

主要ダム貯水率、減少の一途

■ 最近の渇水状況（奈良県）

平成2年
平成6年
平成12年
平成13年
平成14年

渇水状況を伝える新聞記事
サンケイ平成14年7月6日

● 総括意見

1. 狭窄部の開削・ダム建設

→ 整備手法の一つとして比較検討の対象に加えるべきもの

2. 狭窄部の開削、ダムのあり方、「水害の連鎖」

→ 淀川直轄管理区間固有の課題として整理すべきもの

これまで開催された委員会および部会等について

第15回委員会(平成14年12月5日)までに、以下の会議が開催されています。

委 員 会		琵琶湖部会		淀 川 部 会		猪 名 川 部 会	
第1回	H13/2/1(木)	第1回	H13/5/11(金)	第1回	H13/5/9(水)	第1回	H13/5/23(水)
第2回	H13/4/12(木)	第2回	H13/6/8(金) (現地視察)	第2回	H13/6/2(土) (現地視察)	第2回	H13/6/7(木) (現地視察)
第3回	H13/6/18(月)	第3回	H13/6/25(月) (現地視察)	第3回	H13/7/6(金)	第3回	H13/6/21(木) (現地視察)
第4回	H13/7/24(火)	第4回	H13/8/2(水)	第4回	H13/8/9(木) (現地視察)	第4回	H13/8/7(火)
第5回	H13/9/21(金)	第5回	H13/10/12(金)	第5回	H13/8/11(土) (現地視察)	第5回	H13/10/9(火)
第6回	H13/11/29(木)	第6回	H13/11/1(木)	第6回	H13/8/19(日) (現地視察)	第6回	H13/12/18(火)
第7回	H14/2/1(金)	第7回	H13/11/20(火) (現地視察)	第7回	H13/9/10(月)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第8回	H13/12/21(金) 「意見聴取の試行のための会」	第8回	H13/10/31(水)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第9回	H14/1/24(木)	第9回	H13/11/26(月)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第10回	H13/12/17(月)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第11回	H14/3/13(水)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第12回	H14/4/7(日)	第12回	H14/2/5(火)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第13回	H14/5/12(日)	第13回	H14/3/14(木)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第14回	H14/4/5(金)	第14回	H14/10/1(火)
		第15回	H14/6/17(月)	第15回	H14/5/27(月)	第15回	H14/10/17(木)
		第16回	H14/7/4(木)	第16回	H14/6/24(月)	第16回	H14/11/8(金)
		第17回	H14/8/8(木)	第17回	H14/7/31(水)		
		第18回	H14/10/3(木)	第18回	H14/9/24(火)		
		第19回	H14/11/9(土)	第19回	H14/10/29(火)		

その他	設立会	H13/2/1(木)	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)
	発足会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)	拡大委員会	H14/11/13(水)

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

● ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



● 郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

● 閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

淀川水系流域委員会
ご意見用FAX送信票

FAX: 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 井上、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

- 2.下記にご記入下さい。

ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名()

ご住所（〒

TEL ()

E-mail ()

お名前()

- 3 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用FAX送信票

FAX: 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 井上、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。

会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。

会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) ●月●日	会議名 例 第●回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、

ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

[illegible]

3. 下記にご記入下さい。

必ず ～ 全てにご記入下さい。ご記入いただいた個人情報については、希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名 ()

ご住所（〒

TEL ()

E-mail ()

お名前（複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。）

4. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.15

2003年2月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL ☎ 06 6341-5983 FAX ☎ 06 6341-5984

E-mail: k-kim@mri.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。